

**令和8年度
塩釜地区水道事業連絡協議会主催**

給水装置工事事業者講習会

**塩竈市、多賀城市
松島町、七ヶ浜町、利府町**



指定給水装置工事事業者の 指定の更新について

指定更新に係る案内について

令和6年度で指定事業者の更新制度（5年毎）開始後、更新手続きが一巡し、二巡目の更新が開始しました。

これまで

更新手続きの案内と様式等を郵送



これから

各事業者で更新時期を確認いただき、様式等は各市町ホームページからダウンロードをお願いします。

- ・必要な添付書類も掲載しております。
- ・記入例、注意事項などを確認のうえ書類作成・提出をお願いします。

※詳細は各事業体にお問合せください。

指定更新の流れ

① 必要書類の準備

- ・ 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・ 誓約書 ・ 機械器具調書 ・ 会社の定款の写し
- ・ 給水装置工事主任技術者免状の写し
- ・ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

法人事業者



- ・ 登記事項証明書（全部証明）

個人事業者



- ・ 住民票

指定更新の流れ

②更新時に確認する項目書類の準備

- ・ 講習受講実績及び業務内容等の確認書
- ・ 給水装置工事主任技術者等の講習受講実績等の確認書
- ・ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認書

③書類が揃ったら窓口にて提出

※多賀城市のみ原則メール（電子申請）での受付。

④更新手数料の支払い

⑤指定給水装置工事事業者証の発行

指定の更新をしないと

指定の更新を行わないと指定の失効

（各市町の給水区域内において
給水装置工事ができなくなります）

指定の失効後に、事業を再開する場合



新規の指定となり、指定番号が変わります

事業を継続される場合は

忘れずに指定の更新をしてください



給水装置工事主任技術者の 選任・解任について

給水装置工事主任技術者 水道法第25条の4

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

事業所ごとに選任すること

指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

給水装置工事主任技術者の選任

水道法施行規則第21条

指定給水装置工事事業者は・・・

○新規指定の場合

指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

○選任している主任技術者が欠けた場合

給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

選任または解任に係る注意点

期限までに選任または解任の届出をしない場合

給水装置工事主任技術者

選任等義務違反に該当

行政指導・処分（指定の停止・取消し）
対象となります

水道法 第25条の11第1項第2号
水道事業者は指定を取り消すことができる



指定給水装置工事事業者の 指定事項変更について

変更の届出等

水道法第25条の7
水道法施行規則第34条・35条

**指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地
その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、
その旨を水道事業者に届け出なければならない。**

- ・ 事業所の名称及び所在地
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 法人にあっては、役員の氏名
- ・ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の番号

他にも・・・

▶ 電話番号、FAX番号

といった連絡先も必要事項です。忘れずに変更の届出をしてください

変更の届出等に係る注意点

変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から三十日以内に水道事業者に提出しなければならない。

三十日以内に提出しなかった場合

届出義務違反に該当

↳ 行政指導・処分（指定の停止・取消し）
対象となります

水道法 第25条の11第1項第3号
水道事業者は指定を取り消すことができる

**こちらの講習は
これで終わります**

お疲れ様でした